



島根県報

平成18年 6 月23日 (金)
第 1,788 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 2

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出 (総 務 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 6

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 7

土地改良区の役員の就任 (農 村 整 備 課) 7

換地計画書の縦覧 (") 8

平成18年度地籍調査事業の決定の一部変更 (用 地 対 策 課) 8

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 9

道路の供用開始 (") 9

島根県災害復興住宅資金貸付要綱の一部改正 (建 築 住 宅 課) 10

島根県災害復興住宅資金 (63年 7 月豪雨災害) 貸付要綱の一部改正 (") 10

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会 計 課) 10

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 11

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (") 11

平成18年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高 齢 者 福 祉 課) 12

島根県森林情報システム端末機器等の賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札の実施 (森 林 整 備 課) 14

島根県屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 16

特定調達公告

IC 運転免許証作成システム等賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 16

IC カード化運転免許証データ管理システム賃貸借及び各種システム構築並びに導入業務委託に係る一般競争入札の実施 (") 19

人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 21

正 誤

平成18年 3 月31日付け島根県報号外第28号中 (人 事 委 員 会) 21

公布された条例等のあらまし

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第67号)

1 規則の概要

学生定員の改正(第2条関係)

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
入学定員	200人	220人	20人
第3年次編入学定員	-	15人	15人
収容定員	800人	910人	110人

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第67号

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立大学条例施行規則(平成12年島根県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 部	学 科	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
総合政策学部	総合政策学科	220人	15人	910人

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第695号

島根県立大学条例施行規則(平成12年島根県規則第42号)第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
総合政策学部	総合政策学科	220人	15人	910人

別表1 グローバル・コミュニケーション科目の項中

「	英語リーディング	3	春		2			」	を
	英語ディスコース分析入門	3	春						
「	英語リーディング	3	春		2			」	に、

「	英語新聞論説講読	3・4 春	2	を
	英語パブリックスピーキング	3・4 春	2	
	マルチメディアの英語	3・4 春	2	
	ビジネス英語入門	3・4 春	2	
」				
「	マルチメディアの英語	3・4 春	2	に、
」				
「	英語ディベート入門	3・4 秋	2	を
」	英語政治コミュニケーション	3・4 秋	2	
「	英語ディベート入門	3・4 秋	2	に、
」				
「	統計学	1 秋	2	を
」	分析技法	2 春	2	
「	データベース論	2 秋	2	
」	情報理論の基礎	1 秋	2	
「	情報資料論	2 春	2	
」	社会調査法	2 秋	2	
「	シミュレーション	3・4 春	2	
」	シミュレーション	3・4 秋	2	
「	シミュレーション	3・4 秋	2	」
「	統計数学入門	1 春	2	に改
」	プログラム入門	2 春	2	
「	ネットワークの基礎	3・4 春	2	
」	統計学	2 春	2	
「	統計分析技法	3・4 春	2	
」	データベース論	2 秋	2	
「	情報処理の基礎	1 秋	2	
」	情報公開システム論	3・4 秋	2	
「	社会調査法	2 秋	2	
」	統計演習	2 秋	2	
「	シミュレーション演習	3・4 春	2	」
め、同表基幹科目の項中				
「	法と社会	1 春	2	を
」	政治と社会	1 春	2	
「	法学入門	1 春	2	に、
」	政治学入門	1 春	2	
「	経済学入門	1 春	2	

「	国際社会の仕組み	1 春	」を					
「	国際政治学入門	1 秋	」に、					
「	政治学	1・2 春	」を					
「	政治学	1 秋	」に、					
「	地域研究方法論	1・2 秋		2				」を
	比較文化論	2・3 春		2				
	民俗文化論	1・2 秋		2				
「	比較文化論	2・3 春		2				」に、
「	朝鮮半島と日本	2・3 春	」を					
	欧米	2・3 春						
	欧米	2・3 秋						
「	中国社会論	2 秋	」に、					
	朝鮮半島と日本	2・3 春						
	欧米	2・3 秋						
「	比較政治学	2・3 秋	」を					
	国際社会論	2・3 秋						
「	国際社会論	2・3 秋	」に、「政策評価論」を「政策評価システム論」に、					
	国連大学グローバル・セミナー	3・4 春						
「	総合日本経済論	3・4 春		2				」を
	政策文化論	3・4 春		2				
「	総合日本経済論	3・4 春		2				」に、
「	国際開発論	2・3 秋		2				」を
	開発経済論	3・4 春		2				
「	国際開発論	2・3 秋		2				」に、
「	国際金融事情	2・3 秋		2				」を
	プロジェクト評価論	3・4 春		2				
	比較外交政策論	3・4 秋		2				

「		国際金融事情	2・3 秋	2		」に、
「		経営管理論	2・3 秋	2		」を
		経営戦略論	3・4 春	2		
「		経営管理論	2・3 秋	2		」に、
「		企業組織論	2・3 秋	2		」を
		ネットワーク組織論	2・3 秋	2		
		ネットワーク組織論	3・4 春	2		
「		ネットワーク組織論	2・3・4 春	2		」に、
「		経営情報論	3・4 春	2		」を
		技術開発論	3・4 春	2		
「		経営情報論	3・4 春	2		」に、
「		地方政府論	2・3 秋	2		」を
		地方行政論	2・3 秋	2		
「		地方政府論	2・3 秋	2		」に、
「	地域産業構造論		3・4 春			」を
「	産業構造論		3 春			」に改め、同表ビジョン形成科目の項中
「		東西文化交流史	1・2・3・4 秋	2		」を
		東洋の歴史(古代)	1・2・3・4 春	2		
「		東西文化交流史	1・2・3・4 秋	2		」に、
「		映像表現	1・2・3・4 春	2		」を
		言語と文化	2・3・4 春	2		
「		映像表現	1・2・3・4 春	2		」に、
「	情報と科学史		1・2・3・4 秋			」を
「	哲学		1 秋			」に、
「		地場産業・産地	2・3・4 春	2		」を

	安全と信頼	1・2・3・4 秋	2			
「	地場産業・産地	2・3・4 春	2			」に、
「	日本企業の労務管理	1・2・3・4 春	2			」を
	近代化過程と現代諸制度	2・3・4 春	2			
	社会と福祉	1・2・3・4 秋	2			
「	日本企業の労務管理	1・2・3・4 春	2			」に、
「	NPO活動	1・2・3・4 秋	2			」を
	世界情勢の見方	2・3・4 秋	2			
「	NPO活動	1・2・3・4 秋	2			」に改

め、同表産公学連携関連科目の項中

「	島根ベンチャービジネス論	1・2・3・4 春	2			」を
	島根ベンチャービジネス論	1・2・3・4 秋	2			
「	ベンチャービジネス論	2 春	2			」に改める。

別表2中アの表を削り、イの表をアの表とし、ウの表をイの表とする。

別表3グローバル・コミュニケーション科目の項中

「	情報科目	8	4			」を
「	情報科目	10	2			」に改め、同表合計の項中「
		36	96			」に改める。

附 則

- この学則は、平成18年3月20日から施行し、別表1及び別表2の規定は平成18年4月1日から、第2条の改正後の規定については平成19年4月1日から適用する。
- 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間において総合政策学部総合政策学科における収容定員は、改正後の島根県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）第2条の規定に関わらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総合政策学部	総合政策学科	835人	870人	890人	910人

- 改正後の学則別表1及び別表2の規定は、平成18年度以降に入学する者について適用し、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 C・S・G	介護予防通所介護	鹿島デイサービスセンター「こぎょっこらと」	松江市鹿島町上講武894番地1	平成18年6月15日

島根県告示第697号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
丸山 信之	脳神経外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年 5 月31日
西尾 涉	呼吸器外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年 5 月31日
増野 純二	内科	島根県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成18年 5 月31日
角田 耕紀	内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成18年 5 月31日
三宅賢一郎	眼科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成18年 5 月31日
竹田 昌希	泌尿器科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成18年 5 月31日
松田 英賢	耳鼻いんこう科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成18年 5 月31日
中右 博也	脳神経外科	医療法人沖縄徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町直江町3964 - 1	平成18年 5 月31日
中右 礼子	脳神経外科	医療法人沖縄徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町直江町3964 - 1	平成18年 5 月31日
長谷 亨	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年 5 月31日
衛藤 誠二	リハビリテーション科	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成18年 5 月31日
田中 新亮	消化器科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成18年 5 月31日
堅野比呂子	眼科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成18年 5 月31日

島根県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市富山町西部土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

小林 孝幸 大田市富山町山中2465番地 1

2 就任年月日

平成18年3月31日

島根県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区長谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年6月23日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第700号

平成18年度地籍調査事業の決定（平成18年島根県告示第582号）の一部を次のように改正し、平成18年6月23日から施行する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の項を次のように改める。

浜田市	折居 4 宇津井町 2 今福 今福 本郷 木田 田ノ原 山ノ内 - 1 山ノ内 - 2 木都賀 西河内・栃木 折居 6 宇津井町 3	交付決定の日から平成19年3月30日まで
-----	--	----------------------

宇津井町 4	
田橋町 1	
和田	
和田	
木都賀	
栃木	
折居 7	
岡見 1	
岡見 2 - 1	
岡見 2 - 2	
古市場 1	

島根県告示第701号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	岡見停車場線	浜田市三隅町岡見5096番 1 地先から同5092番 6 地先まで	前	メートル 5.50 ~ 6.00	メートル 25.00	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	5.50 ~ 15.00	25.00	
"	鱒淵寺線	出雲市河下町字本谷東平915番 21 地先から同字910番 6 地先まで	前	10.00 ~ 12.80	163.50	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	10.00 ~ 25.30	163.50	
"	出雲平田線	出雲市大津町290番 9 地先から同町290番 15 地先まで	前	22.60 ~ 27.00	58.30	道路改良工事 拡幅
			後	22.60 ~ 30.20	58.30	

島根県告示第702号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市大津町302番6地先から同町296番2地先まで	メートル 288.00	平成18年 6月23日	出雲県土整備事務所	
"	鱈淵寺線	出雲市河下町字本谷東平915番21地先から同字910番6地先まで	163.50	平成18年 6月23日		
"	安来伯太日南線	安来市伯太町東母里97番1地先から同2608番2地先まで	218.00	平成18年 6月23日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

島根県告示第703号

島根県災害復興住宅資金貸付要綱（昭和58年島根県告示第898号）の一部を次のように改正する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

様式第1号表面中「簡易耐火」を「準耐火」に改め、同様式裏面中「土木建築事務所長」を「隠岐支庁長又は県土整備事務所長」に改める。

様式第3号中「簡易耐火」を「準耐火」に改める。

附 則

この告示は、平成18年6月23日から施行する。

島根県告示第704号

島根県災害復興住宅資金（63年7月豪雨災害）貸付要綱（昭和63年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

様式第1号表面中「簡易耐火」を「準耐火」に改め、同様式裏面中「土木建築事務所長」を「隠岐支庁長又は県土整備事務所長」に改める。

様式第3号中「簡易耐火」を「準耐火」に改める。

附 則

この告示は、平成18年6月23日から施行する。

島根県告示第705号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成18年6月23日から施行する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項中「島根県内に所在する本所及び支店」を「本所」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 6 月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢えっとネットかわもと

3 代表者の氏名

前田恭三

4 主たる事務所の所在地

島根県邑智郡川本町川本558番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、川本町の健康をキーワードとした施策と連携し、定住人口の増と地域住民が幸福感の持てる地域づくりを実現するため、住民や関係諸団体との連絡・調整を図り、活力あるまちづくりに関する事業の企画・運営を行うことを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

県央地区県政情報コーナー（島根県立男女共同参画センター 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 6 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 6 月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぼんぼん船

3 代表者の氏名

秦野尚雄

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市多伎町多岐892番地 7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が自立した日常生活、社会生活活動を営めるための支援を

行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

平成18年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験の日時

(1) 試験日 平成18年10月22日（日）

(2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	島根大学（松江市西川津町1060）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749）

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

ア 介護保険制度に関する基礎的知識

イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

ウ 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識（基礎・総合）
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識（基礎）
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成18年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成18年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成18年11月1日（水）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

- (4) 受験資格に応じて提出する書類

ア 国家資格等の免許等の写し

イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）

ウ 訪問介護員養成研修 2 級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）

エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

- (1) 受付期間

ア 平成18年 7 月31日（月）から平成18年 8 月18日（金）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること。

（ 8 月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。 ）

- (2) 受験申込書の送付先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、7 月 3 日（月）から島根県健康福祉部高齢者福祉課、各福祉事務所又は松江保健所、出雲保健所、県央保健所若しくは益田保健所並びに各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに240円切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。

11 その他

- (1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

- (2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

- (3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852 - 22 - 6520）にすること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄田信義

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

森林情報システム端末機器等の賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

「森林情報システム端末機器等の賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」と言う。）による。

(3) 賃貸借期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日まで

(4) 納入期限

平成18年9月29日（金）

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア 郵送、電送による入札は認めない。

イ 入札書に記載する金額は総額とし、平成18年10月1日から平成23年9月30日までの月額価格の総数を記載する。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。

カ 最低制限価格は設定しない。

2 入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2)情報処理機器」のA等級で登録された者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者であること。

(4) この入札に参加を希望する者は、下記により入札参加資格の確認を行わなければならない。

ア 平成18年7月4日までに入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書その他の書類を提出しない者又は入札参加資格が無いと認められる者は、本競争入札に参加することができない。

イ 入札参加資格の確認は入札参加資格確認申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は平成18年7月6日までに通知する。

ウ 入札参加資格の確認に必要な書類については、参加希望者が持参するものとし、電送又は郵送は受け付けない。
なお、受付時間及び受付場所については以下のとおりとする。

㊦ 受付時間

平成18年 6 月23日から平成18年 7 月 4 日までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

㊧ 受付場所

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 4 階

島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ TEL : 0852 - 22 - 5179

E-mailアドレス : hayashi-shinpei@pref.shimane.lg.jp

3 入札手続等

(1) 契約条項を交わす場所、仕様書の交付場所及び問合せ先

上記 2 (4)ア(イ)の場所若しくは、島根県のホームページからダウンロードが可能。

(2) 仕様書の交付期間

平成18年 6 月23日から平成18年 7 月 7 日までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 入札の日時及び場所

日時 : 平成18年 7 月10日 (金) 午前10時00分

場所 : 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁第 2 分庁舎大会議室

4 その他

(1) 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア この入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の納付は、現金のほか国債、地方債その他有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

エ 入札保証金納付の免除を受けようとする者は下記のいずれかの書類を入札日の前日までに提出しなければならない。

㊦ 島根県を被保険者とする保険会社との入札保証保険契約書

㊧ この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し履行したことを証明する書類

オ 事前に入札保証金を納付する場合は下記の場所へ納付すること。

場所 : 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階島根県出納局審査課

カ 入札保証金を入札日当日に納付する場合は、入札開始の30分前から入札会場にて納付手続きを行うので、入札開始までに納付手続きを完了すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に下記の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札保証金の納付書又は領収書(ただし入札保証金の免除を受けた者を除く。)

イ 入札参加資格確認通知書

ウ 入札書

エ 委任状(代理人より入札を行う場合。)

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他

島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期する。

この場合は同条第2項の規定により速やかにその旨を記載する。

(10) 質疑

この入札について質疑がある場合は、書面により平成18年7月4日までに直接又は郵送により提出すること。

(11) その他詳細

仕様書による。

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定に基づく島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成18年6月23日

島根県知事 澄田信義

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成18年8月23日

場所 松江市殿町158番地

島根県民会館303会議室

3 受講申込受付期間

平成18年7月3日から平成18年7月31日まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

6 講習手数料

3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年6月23日

島根県警察本部長 塩川実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

ＩＣ運転免許証作成システム等賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務委託契約

(2) 賃貸借物品の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年 1 月 1 日から平成23年12月31日の間

(4) 委託期間

契約日から平成19年 1 月31日の間

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

入札参加者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同入札者にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県警察本部長の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、開札の前日までに知事の承認を受け、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2)情報処理機器」格付 A の入札参加資格の認定を受けている者（以下「賃貸借資格者」という。）であること。

エ 共同入札者の構成員でないこと。

(2) 共同入札者の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年 3 月30日島根県告示第273号）第 4 条の規定により入札参加資格の認定を受けているか、または、物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱第 4 条の規定により入札参加資格の認定を受けていること。

ウ 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

エ 共同入札者のいずれか一方が「賃貸借資格者」であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年 6 月23日（金）から平成18年 8 月 1 日（火）まで（土曜、日曜及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会

ア 日時 平成18年7月11日(火) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎4階 入札室

(4) 入札書の受領期限

平成18年8月3日(木)午後2時(郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月3日(木) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎4階 入札室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract for making systems of IC drivers' licenses Entrust Contract for operating maintenance and introduction duty of it

(2) Specifications and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Delivery Location

According to the bid explanation form

(4) Leasing Period

1st January, 2007 to 31st December, 2011

(5) Trust Period

From a contract day to 31st January, 2007

(6) Date and time of calling for tenders

at 14:00 on 3rd August, 2006

(7) Contract contact information

Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefecture Police Headquarters
8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan
Ph:0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年 6 月23日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

ICカード化運転免許証データ管理システム賃貸借及び各種システム構築並びに導入業務委託契約

(2) 賃貸借物品の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年 1 月 1 日から平成23年12月31日の間

(4) 委託期間

契約日から平成18年12月31日の間

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

この入札に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同入札者にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県警察本部長の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、開札の前日までに知事の承認を受け、営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2)情報処理機器」格付Aの入札参加資格の認定を受けている者（以下「賃貸借資格者」という。）であること。

ウ 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

エ 共同入札者の構成員でないこと。

(2) 共同入札者の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年 3 月30日島根県告示第273号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けているか、または、物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱第4条の規定により物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

エ 共同入札者のいずれか一方が、「賃貸借資格者」であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年6月23日(金)から平成18年8月1日(火)まで(土曜、日曜及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会

ア 日時 平成18年7月11日(火) 午後3時
イ 場所 島根県松江市殿町 2 番地 島根県第二分庁舎 4 階 入札室

(4) 入札書の受領期限

平成18年8月3日(木)午後3時(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月3日(木) 午後3時
イ 場所 島根県松江市殿町 2 番地 島根県第二分庁舎 4 階 入札室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract for a systems to manage date of IC card typed drivers' licenses Entrust Contract for construction of various systems and introduction duty of it

- (2) Specifications and quantity for lease
According to the bid explanation form
- (3) Delivery Location
According to the bid explanation form
- (4) Leasing Period
1st January, 2007 to 31st December, 2011
- (5) Trust Period
From a contract day to 31st December, 2006
- (6) Date and time of calling for tenders
At 15:00 on 3rd August, 2006
- (7) Contract contact information
Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefecture Police Headquarters
8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan
Ph:0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6 月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第19号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第78中	町長部局	参事 支所長 総務課長 財政課長 出張所長 総務課長補佐（行政又は職員担当に限る。） 行政係長 職員係長	を
	教育委員会事務局	教育長 参事	

町長部局	総務課長 企画財政課長 健康福祉課長 環境課長 農林水産課長 観光商工課長 建設課長 支所長 出張所長 総務課長補佐（行政又は職員担当に限る。） 行政係長 職員係長	に改める。
教育委員会事務局	教育長 総務学校教育課長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成18年 3 月31日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

1	1
1	1
1	1
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	9
31	10
32	10
33	11
34	11
35	12
36	12
37	13
37	13

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
37

38	14
38	14
39	15
39	
40	
40	
41	
41	
42	
42	
43	
43	
44	
44	
45	
45	
46	
46	
47	
47	
48	
48	
49	
49	
50	
50	
51	

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51